

畑作物の直接支払交付金を

青森県版

重要なお知らせ

申請する皆さまへ

経営所得安定対策等交付金交付申請書の畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請欄で「する」を選択した場合、『数量払』と『面積払』の両方の交付申請を行ったことになります。面積払は、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものですので、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。

その年の対象作物の単収が「地域(市町村別等)の基準単収」を大きく下回った(2分の1未満)場合、低単収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。

万が一、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等を行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、**理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。**

● 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等

● 被害状況がわかる書類等

(1)地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類(農作物共済の支払書類等)

(2)被害状況や対策及び改善措置を施したことが分かる**ほ場の写真等**



※写真の場合、撮影年月日等のわかるものが望ましい。



合理的な理由が確認できない場合、面積払交付金は返還又は不交付となります。



自然災害等の合理的な理由として認められない例

- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない。
- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない。
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない。
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場で栽培している。
- ◆ 国や地域農業再生協議会等から栽培管理見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない。
- ◆ 管理不十分のため収穫物を毀損させ販売できない。



ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

東北農政局青森県拠点

地方参事官室(経営所得安定対策担当)

電話 017-777-3512

市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。

農林水産省

東北農政局

畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和7年産)

【青森県】

(単位:kg/10a)

市町村名	小麦 (秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大 豆	そ ば	なたね
青 森 市	240				149	20	
弘 前 市	217				148	14	203
八 戸 市	119				109	72	203
黒 石 市	247					33	
五 所 川 原 市	268				144	42	203
十 和 田 市	258				145	62	203
三 沢 市	240				146	39	130
む つ 市	240				146	61	203
つ が る 市	251				150	37	203
平 川 市					216		
平 内 町					81	26	
蓬 田 村						21	
外ヶ浜町					96	25	
鰺ヶ沢町	193				112	39	203
深 浦 町	240				95		
西 目 屋 村					81	39	
藤 崎 町					136		
大 鰐 町					144		
田 舎 館 村	240				166		
板 柳 町					195		
鶴 田 町	158				183		
中 泊 町	163				156		
野 辺 地 町	240				146	63	203
七 戸 町	240				99	55	203
六 戸 町	229				106	70	
横 浜 町	273				146	39	247
東 北 町	240				81	57	
六ヶ所村	240				146	35	203
お い ら せ 町	176				86	32	203
東 通 村	240				61	49	203
三 戸 町	240				104	19	203
五 戸 町	214				89	36	203
田 子 町					121	31	
南 部 町	240				96	32	
階 上 町					146	64	
新 郷 村	240				90	39	
上記以外の市町村 の 基 準 単 収	240	261	335	276	146	39	203

(注) 「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。